

630調査の今まで通りの情報開示を求める院内集会
参議院議員会館B107会議室

630調査について

～これまでの活用状況と630調査(平成30年分)の開示・非開示の状況～

認定NPO法人 大阪精神医療人権センター
事務局 壬生明日香

2019/02/12



これまでの活用状況

認定NPO法人大阪精神医療人権センターの活動

- (1) 個別相談（声をきく）・・・電話相談・面会・手紙
- (2) 訪問・情報公開（扉をひらく）・・・病院訪問活動等
- (3) 政策提言等（社会をかえる）

これらのうち、

直接的には（2）訪問・情報公開（扉をひらく）に活用し、
間接的に（1）と（3）の活動にも役立てている。



これまでの活用状況（訪問）

認定NPO法人大阪精神医療人権センターが「大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業」の一環で行っている病院訪問時に活用している。

- ①事前に病院や病棟の概要を理解できる
- ②訪問する病棟や訪問メンバーの班分けなどを決めることができる
- ③訪問時の聴き取りを効率よく円滑に行える
- ④正確な情報を協議会に提出する報告書や人権センターニュースに記載できる など

旧630個票のうち特に活用してきた個票

- 個票 1 精神科病院の施設・従事者の状況
- 個票 2 各精神病棟の状況
- 個票10 精神科病院在院患者の処遇
- 個票11 精神科病院在院患者の状況
- 個票12 在院期間・年齢別の在院患者数
- 個票13 精神科病院の外来・入院状況
- 個票16 平成28年6月退院患者の状況
- 追加 1 医療保護入院に関する調査

28年度

精神科病床数（夜間外開放・終日閉鎖・上記以外）

個票1 (旧630)

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

病院区分①	(いずれか1つに○印)
1. 大学附属病院	国立大学法人を含む
2. 上記以外の総合病院	内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 (医師 16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)
3. 上記以外の病院	

病院区分③	(いずれか1つに○印)
1. 国立病院	(独立行政法人を含む、国立大学法人は含まない)
2. 都道府県立病院、政令市立病院	
3. その他の公立病院	
4. 医療法人病院	
5. 個人病院	
6. その他の法人病院〔財団法人等〕	(国立大学法人、公立大学の附属病院を含む)

病院区分④	(各項目、それぞれ1つずつ○印)
指定病院 (精神保健福祉法第19条の8) (必須)	1. 該当 2. 非該当 指定病床: 床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の7)	1. 該当 2. 非該当
特定病院 (精神保健福祉法第21条)	1. 該当 2. 非該当
精神科救急医療体制整備事業への参加	1. あり 2. なし
認知症疾患医療センター ・老人性認知症疾患センター	1. 設置あり 2. 設置なし
精神科訪問看護の実施 ※指示書の作成ではなく、サービスの提供について選択する。 ※1と2に限り、両方選択可。	1. 病院内で実施 2. 同一法人内の訪問看護ステーション等で実施 3. 実施なし

病院区分②	(いずれか1つに○印)
1. 単科精神科病院	病床がすべて精神科用である病院

単科病院以外	
含む	病棟
郵便番号	

保護室の数

大口事業所の個別番号でなく、「所在地・字の番号」を記載。
【例】厚生労働省(東京都千代田区霞が関)
× 100-8916 ○ 100-0013

実際に患者の訪問看護を依頼している、同一法人内のステーション、診療所等がある場合のみ選択。

夜間外開放・終日閉鎖の 病棟数と電話設置病棟数

精神科病棟	夜間外開放		終日閉鎖		上記以外	
	病棟数	うち電話設置	病棟数	うち電話設置	病棟数	うち電話設置
保護室	うちモニタあり	うちトイレあり	うちモニタあり	うちトイレあり	うちモニタあり	うちトイレあり

施錠できる個室数

「夜間外開放」…一少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入口に施錠していない病棟。
「終日閉鎖」…一原則として終日、病棟の出入口に施錠している病棟。
「上記以外」…一病棟の出入口に施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟や、精神保健福祉法の適用を受けない矯正施設等の施設による入院施設の病棟、あるいは休床中の病棟。

看護体制の1単位は1病棟とする。
医療法に規定する「可」病床数を記載。
医療法にもとづく「可」病床数から診療報酬の算出を目的とする病棟病床数を差し引いた、病床数を記載。
【施設別】…一施設別設置の矯正施設(昭和44年通知)における保護室におおむね各1、精神運動性興奮等のごとき使用する閉鎖的環境の個室。
【施設できる個室】…一上記以外の、室外から施錠して閉鎖的環境にできる個室。 ※両方に該当する個室は、それぞれにカウントすること。
入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。病棟には設置していないが代替手段を講じている場合は、電話を設置している病棟数として計上すること。

専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入 (平成28年6月30日現在)

アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症	
病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。
在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。
在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」または「アルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独または50%に満たないもの。
在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。
身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症状態の患者の割合が常時可能であるもの。

従事者数

医師		作業療法士		精神保健福祉士		入院科の精神保健福祉士配置加算	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

入院科の精神保健福祉士配置加算を算定する病棟に勤務する精神保健福祉士数を計上。

職員数

臨床心理士		看護師		薬剤師		看護補助	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

※本日の配布資料P19～にもH28の個票1・2・10～16、追加1が入っています。

個票10
(旧630)

入院形態別患者数 & 任意入院の個別処遇の状況

28年度
個票10 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)～(E)は、各々「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)～(E)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)～(E)と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他の入院」の計と一致する。
 任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

(平成28年6月30日現在)

	計	病棟			保護室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数
		夜間外開放	終日閉鎖	左記以外		
在院患者数	合計 (A)					
	措置入院 (B)					
	医療保護入院 (C)					
	計 (D)					
	任意入院	開放処遇				
		開放処遇を制限				
		患者の意思による開放以外の処遇				
	その他の入院 (E)					

「措置入院」
他道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他の入院」
精神保健福祉法に基づく緊急措置入院、応急入院、児童福祉法に基づく施設への入院および医療観察法による入院等について計上する。

「夜間外開放」
少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

「終日閉鎖」
原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。

「左記以外」
病棟の出入りに施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

内側から患者本人の意思によつては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいひ、12時間を超えるものを計上する。

衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行った患者数を計上する。

入院形態別の行動制限を受けている患者数

個票11
(旧630)

疾患別×年齢階層別患者数（男女別）

28年度
個票11 精神科病院在院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(平成28年6月30日現在)

疾患名	総数	年齢階層別患者数										入院形態別患者数							
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の入院 患者数	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症																			
F01 血管性認知症																			
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																			
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																		
	覚せい剤による精神及び行動の障害																		
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																		
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																			
F3 気分(感情)障害																			
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																			
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																			
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																			
F7 精神遅滞(知的障害)																			
F8 心理的発達障害																			
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																			
てんかん(F01に属さないものを計上する)																			
その他																			
合計	(A)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(B)	(C)	(D)	(E)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

(1)～(5)の男女合計は、各々「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)～(5)と同数になっていること。

A)及び(B)～(E)の男女合計は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)～(E)と同数になっていること。

疾患別×入院形態別患者数（男女別）

個票12
(旧630)

入院形態別×年齢階層別×入院期間別

28年度

個票12 在院期間・年齢別の在院患者数

(A)～(E)は、各々「個票10 精神科病院在院患者の処遇」の(A)～(E)、「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)及び(B)～(E)男女合計と同数になっていること。また、(1)～(5)は、各々「個票11 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)～(5)男女合計と同数になっていること。

「障害支援区分/程度認定」
区分1～6のいずれかの認定を受けている患者数を計上。
※把握していない場合には「不明」と明記して回答。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

	区分	入院期間								合計	障害支援区分/程度認定	
		1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		うち障害支援 区分/程度認定	うち介護認定
合計	20歳未満									(1)		
	20歳以上40歳未満									(2)		
	40歳以上65歳未満									(3)		
	65歳以上75歳未満									(4)		
	75歳以上									(5)		
	計	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(A)		
在院患者数	措置入院											
	医療保護入院											
	任意入院											
	その他の入院											
	計									(B)		
	計										(C)	

「介護認定」
要支援1～2、要介護1～5のいずれかの認定を受けている患者数を計上。

注：
過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、平成28年6月30日現在の入院形態を記入してください。

(例) 任意入院 | 医療保護入院

7年間
医療保護入院の5年以上
10年未満の欄に記入。

入院形態別×年齢階層別×障害認定・介護認定

個票13 (旧630)

退院先の内訳がわかる

28年度
個票13 精神科病院の外来・入院状況

すべて、精神科の外来件数を記載。
実績のない場合は、それぞれのチェックボックスに「0」を入れてください。

診療観察中の退院勧告下で退院している患者も含める。
退院勧告下であっても、精神科医の指示による入院等の対象者は含めない。

平成28年6月1ヶ月間の 外来受診患者数		平成28年6月1ヶ月間の 訪問診療		平成28年6月1ヶ月間の 急診		平成28年6月1ヶ月間の 訪問看護	
実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数	実人数	延べ件数
<input type="checkbox"/>							

訪問看護における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。

平成28年6月1ヶ月間の訪問看護従事者数(実人員)

うち 専任職員数	うち 精神保健福祉士数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

院内の訪問看護に関する独立部門に所属する職員の数

外来受診に引き続き入院した患者、外来を受診した他科入院中の患者も含

診療報酬上「在宅患者訪問診療料」、「在宅時医学総合管理料」、「特定施設入居時等医学総合管理料」を請求した患者について記載。

訪問診療における、精神科重症者早期集中支援管理料の算定患者数を計上。

診療報酬上「往診料」を請求した患者について記載。

課票9総数合計(①)と一致すること

診療報酬上「精神科訪問看護・指導料」を請求したものについて記載。

都道府県・市コード	<input type="text"/>
医療機関等コード	<input type="text"/>

下表については、平成27年6月1ヶ月間に「新たに」入院した患者についての状況を記入すること。

延べ人数で記載するので、6月中に入院し退院、さらに再度入院した場合は“2”とカウントする。

家族と同居あるいは単身に問わず施設外で生活するもの

グループホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等、高齢者福祉施設等・児童養護施設・障害児短期治療施設等に退院したものを...

入院患者が身体的疾患により転院または院内転科した場合もカウントする。

併院を含めて精神科に入院した期間が、3～5月に1日でもある場合に計上。
月中の入院を“2”とカウントされた患者が該当する場合は、同じく“2”とカウントする。

内訳	退院患者数						※入院形態変更は退院に含めない。						
	平成27年											平成28年	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
家庭復帰等													
グループホーム・社会復帰施設等													
転院・院内転科													
死亡													
合計													

平成28年6月1日の残留患者数 (②)

平成27年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の退院患者数合計＋平成28年6月1日の残留患者数となる。

退院した時期（入院期間）がわかる

個票16
(旧630)

退院した患者の疾患×年齢階層別×在院期間別

28年度

個票16 平成28年6月退院患者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成28年6月1日～6月31日間に退院した患者についての状況を記入すること ※入院形態変更は退院に含めない

疾患名	総数	年齢階層別・在院期間別患者数 ※年齢は退院時										在院期間別							総数	うち、65歳以上かつ在院期間5年以上					
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		3ヶ月未満	3ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上								
		1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上														
F00 アルツハイマー病型認知症																									
F01 血管性認知症																									
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																									
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																									
	覚せい剤による精神及び行動の障害																								
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																								
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																									
F3 気分(感情)障害																									
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																									
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																									
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																									
F7 精神遅滞(知的障害)																									
F8 心理的発達障害																									
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																									
てんかん(F0に属さないものを計上する)																									
その他																									
合計	(S)	【#1】	(#1)	【#2】	(#2)	【#3】	(#3)	【#4】	(#4)	【#5】	(#5)														

退院時の状況	在院期間別						総数	うち、65歳以上かつ在院期間5年以上
	3ヶ月未満	3ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
家庭復帰等								
グループホーム・社会復帰施設等								
高齢者福祉施設								
病院・院内転科								
死亡								
その他								
計	(T)	(U)	(V)	(W)	(X)	(Y)		

グループホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・児童養護施設・障害児短期治療施設等に退院したものを。

入院期間別の退院先（退院時の状況）がわかる

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

【S】は、右上の「在院期間別」表の【T】～【Y】の計と同数となっていること。
【#1】【#2】【#3】【#4】【#5】の計は、【T】【U】の計と同数となっていること。
また、(#1)(#2)(#3)(#4)(#5)の計は、(V)～(Y)の計と同数となっていること。

追加1 (旧630)

28年度

退院支援委員会への参加者

電子調査票にはこの追加調査欄(追加1~3)は含まれていないのでご注意ください。電子調査票で提出している精神科病院は、御面倒ですが必ず追加調査欄の別途提出をお願いいたします。

追加1 医療機関入院に関する調査

精神科病院のみ記入

調査期間に注意ください
1)平成27年7月1日から平成28年6月30日の3カ月間に「新たに」医療機関入院した患者についての状況を記入すること。
2)平成28年6月30日現在の状況を記入すること。

継続する状態に変わりのない場合は、「0」を記入すること。

1) 医療機関入院の基べ件数 (A)

(以下2~6)の調査項目は、全て1)の医療機関入院の患者を対象としています。なお、平成27年4月1日から平成28年6月30日の3カ月間に同一の患者が複数回の医療機関入院をした場合は、全て1)調査を件数としてカウントすること。

2) 1)の患者の調査基べ件数

調査種別	件数
医師	
介護士	
家族	
その他	
合計	(A)

4) 1)の患者に対する退院支援委員会の調査

調査種別	件数
本人参加	
家族等参加	
地域連携事業等参加	
施設外対象の参加	
合計	(B)

下の患者で、すでに退院入院に付いたが退院支援委員会に参加した患者等については記入。

5) 地域連携事業等との連携

連携した調査対象	件数
合計	(C)

6) 1)の患者の転帰の基べ件数

転じた件数	入院中の件数
退院先	入院の状況
家族等参加	医療機関入院中
グループホーム・社会福祉施設等	任意入院中
高齢者福祉施設	その他
施設・施設内転入	合計
その他	
合計	(D)

(D)の患者は、1)医療機関入院件数に算入してカウントすること。
E-1の患者が複数回の医療機関入院をした場合でも、全ての調査を件数としてカウントすること。

3) 1)の患者の医療機関入院継続期間の基べ件数

継続期間	合計	3%入院継続が義務付けられた患者
1ヶ月未満		
1ヶ月以上2ヶ月未満		
2ヶ月以上3ヶ月未満		
3ヶ月以上4ヶ月未満		
4ヶ月以上5ヶ月未満		
5ヶ月以上12ヶ月未満		
その他		
合計	(E)	

1)医療機関入院継続期間が3%を超えていること。
E-1の患者が複数回の医療機関入院をした場合でも、全ての調査を件数としてカウントすること。E-1の患者が複数回の医療機関入院をした場合でも、全ての調査を件数としてカウントすること。

追加2 地域移行機能強化病棟入院科に関する調査

精神科病院のみ記入

平成28年6月30日現在に届出をしている地域移行機能強化病棟入院科の状況

継続する状態に変わりのない場合は、「0」を記入すること。

1) 地域移行機能強化病棟入院科の稼働状況

稼働状況	件数
稼働している	
稼働していない	
合計	(F)

2) 専任・準専任の従事者数

従事者	合計	うち 退院支援委員
医師		
5名 療育士		
作業療法士		
ソーシャルワーカー		
5名 療育士		
臨床心理士		
看護師		
介護士		
管理補助者		
その他		
合計	(G)	

3) 平成28年6月1ヶ月間の退院患者からの退院希望

退院希望	件数
希望があった	
希望はなかった	
合計	(H)

追加3 精神科重症患者早期集中支援管理料の算定

精神科病院、精神科診療所が記入

平成28年6月の病院・診療所における精神科重症患者早期集中支援管理料の届出と算定

届出状況	件数
届出している	
届出していない	
合計	(I)

退院先や入院中の場合の入院形態

新630個票(H29)のうち特に活用している票

- 票4 施設の概要について

許可病床数・保険届出の精神病床数・措置入院の指定病床数・
届出入院料・公衆電話の数・開放区分・入院患者数など

- 票5 平成29年6月30日時点の在院患者

病棟・病棟入院料・年齢・性別・主診断・入院年月・入院形態・
隔離指示有無・拘束指示有無・所在地と住所地(同一かどうか)
住所地(都道府県・市区町村)

- 票6 平成28年6月に医療保護入院した患者

年代・性別・主診断・同意者・当初の入院計画での予想入院月数・
退院支援委員会の実施回数・患者本人の退院支援委員会への参加機会・
家族参加・地域援助事業者参加・退院有無・退院年月・
入院継続中の場合は入院形態

※本日の配布資料P29～にH30の票1～7が入っています¹³。

※本日の配布資料P29～にH30年の票1～7が入っています。

票4
(新630)

施設の概要について

	許可 精神病床数	保険届出の 精神病床数	措置入院の 指定病床数	届出入院料	公衆電話 の数	開放区分	入院患者数	保護室 および 施設可能 個室数	うち、トイレが ついている個 室数	うち、カメラがつ いている個室数
合計	200	200	3				195	6	6	4
1	50	50	3	精神科急性期治療病棟入院	1	終日閉鎖	49	4	4	4
2	50	50	0	15対1入院基本料	1	終日閉鎖	47	2	2	0
3	50	50	0	15対1入院基本料	1	終日閉鎖	50	0	0	0
4	50	50	0	精神療養病棟入院料	1	夜間外開放	49	0	0	0

精神科医師数		うち、指定医数		うち、特定医師数		精神科でない 医師数		薬剤師		看護職員		PT		OT		PSW		心理技術者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
4	6	3	6	0	0	0	1	1	1	50	40	0	0	1	2	4	1	0	1

(職員数はH30の630調査では票1に移りました)

※ データは架空のものです。 14

票5
(新630)

平成29年6月30日時点の在院患者

病棟	病棟入院料	年齢	性別	主診断	入院年月 (YYYY/MM)	入院形態	隔離指 示有無	拘束指 示有無	所在地と 住所地	住所地	
										都道府県	市区町村
1	精神科急性期治療病棟入院料	15-19歳	女	F 3 2 - 3 9 その他の気分障害	2017/6	医療保護入院	無	無	異なる	〇〇県	〇〇市
1	精神科急性期治療病棟入院料	20-24歳	男	F 8 心理的発達障害	2017/5	措置入院	有	無	異なる	〇〇県	〇〇市
2	15対1入院基本料	30-34歳	女	F 2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2011/6	医療保護入院	無	無	異なる	〇〇県	〇〇市
2	15対1入院基本料	40-44歳	女	F 2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2006/9	任意入院	無	無	異なる	〇〇県	〇〇市
3	15対1入院基本料	75-79歳	男	F 0 0 アルツハイマー病型認知症	2017/3	医療保護入院	無	有	異なる	〇〇県	〇〇市
3	15対1入院基本料	60-64歳	男	F 2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2009/1	医療保護入院	無	無	異なる	〇〇県	〇〇市
4	精神療養病棟入院料	75-79歳	女	F 2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2014/8	医療保護入院	無	無	異なる	〇〇県	〇〇市
4	精神療養病棟入院料	80-84歳	男	F 2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2017/6	任意入院	無	無	同一	〇〇県	〇〇市

※ 計算式を入れ、入院期間を算出して活用しています。

※ データは架空のものです。

票6
(新630)

平成28年6月に医療保護入院した患者

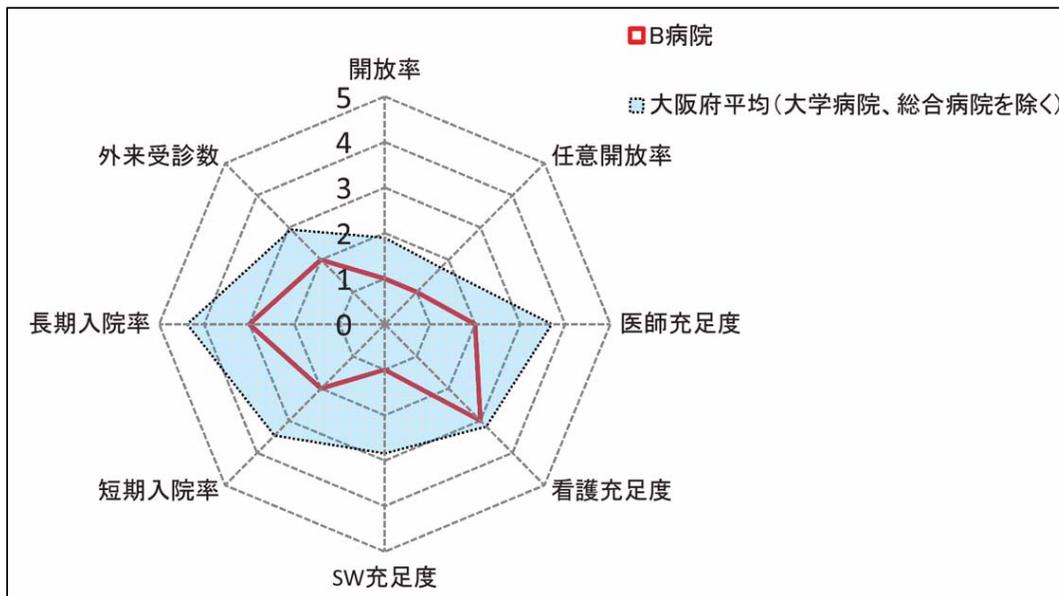
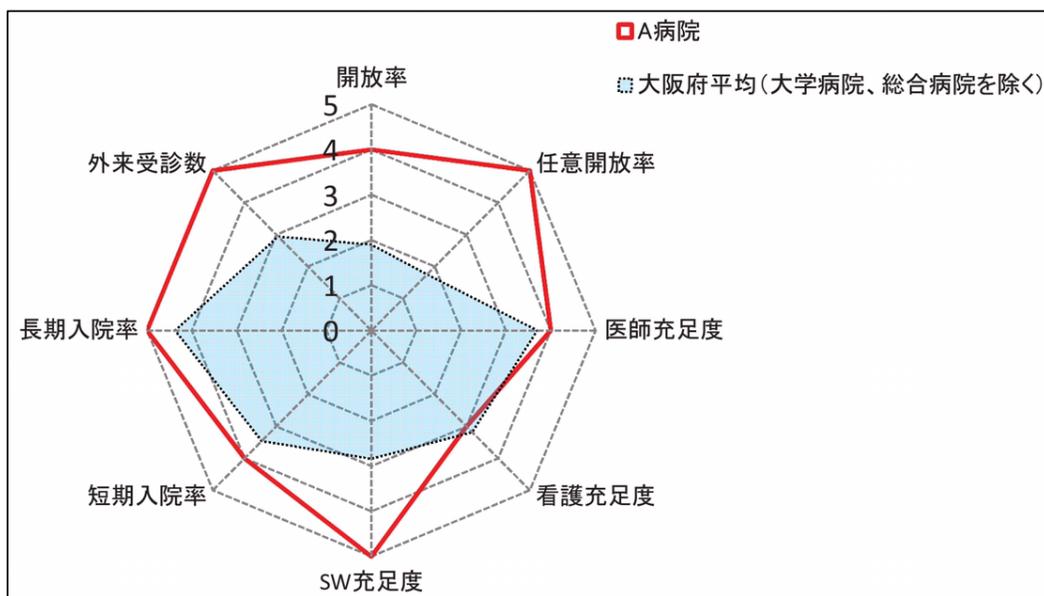
患者シリアル番号	年代	性別	主診断	同意者	当初の入院計画での予測入院月数	退院支援委員会の実施回数	患者本人の退院支援委員会への参加機会	家族参加	地域援助事業者参加	退院有無	退院年月 (YYYY/MM)	入院継続中の場合は入院形態
	25-29歳	女	F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	父母	1カ月未満	1回	無	無	無	有	2016年7月	任意入院
	30-34歳	女	F3 2 - 3 9 その他の気分障害	父母	1カ月未満	0回	有	有	無	有	2016年6月	
	45-49歳	女	F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	配偶者	3カ月	0回	無	有	有	有	2016年7月	
	50-54歳	男	F3 0 - 3 1 躁病エピソード・双極性感情障害 [躁うつ病]	市町村長	3カ月	0回	無	無	無	無		医療保護入院

※ データは架空のものであります。 16

これまでの活用状況(情報公開)



データを分析し、ホームページで公開

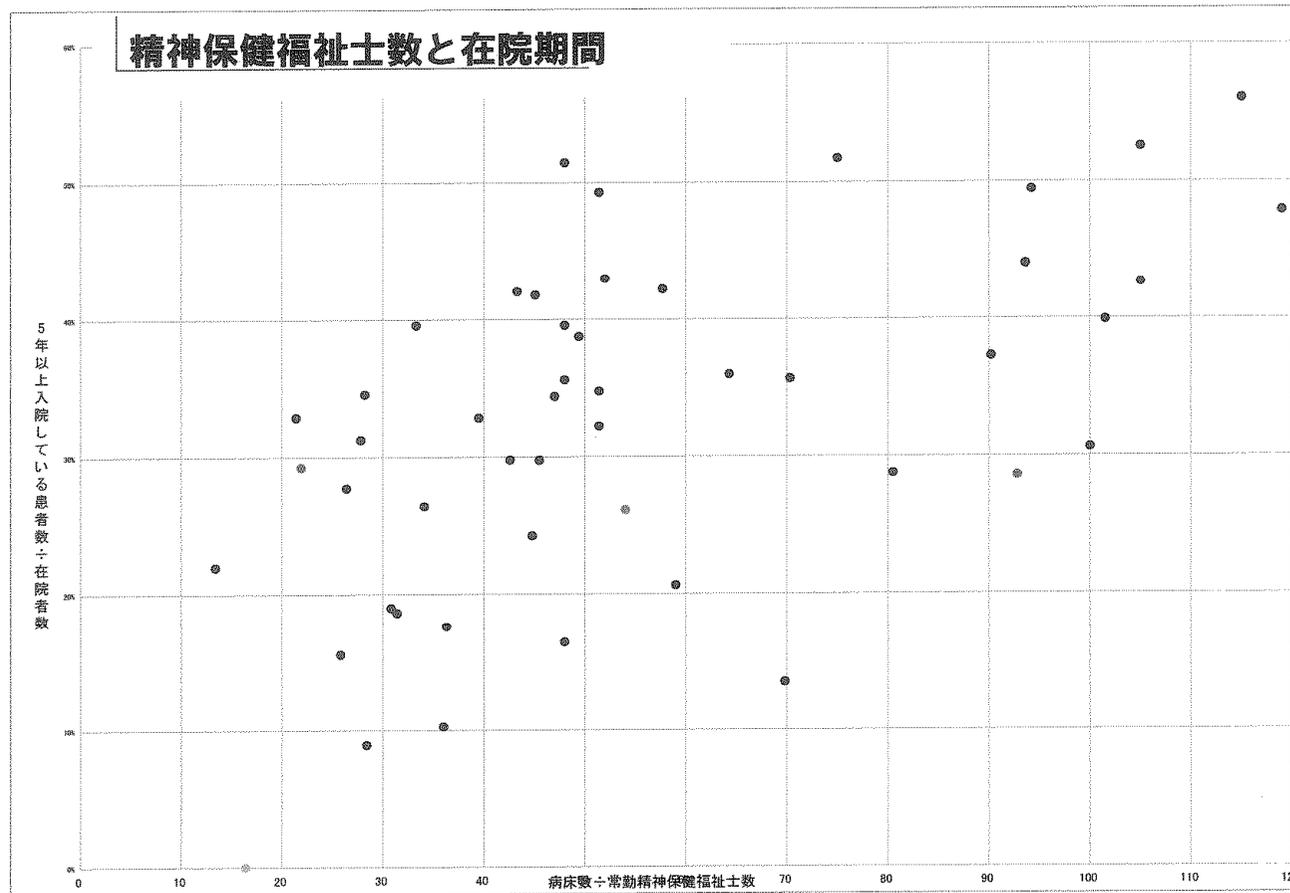


※H26年分の630調査を元に分析したデータ

2013年度大阪市市民活動推進助成事業で作成

これまでの活用状況(情報公開)

精神保健福祉士数と在院期間を分析し人権センターニュースで公開



これまでの活用状況(情報公開)

職種別職員数を病床順に並べ替えて『扉よひらけ⑦』で公開

職種別職員数一覧表 (平成26. 6. 30時点)



2015年度日本財団助成事業で作成

病院名	精神 病床数	医師数		うち精神保健 指定医数		作業療法士数		精神保健福祉士数		臨床心理技術者数		正看護師数		准看護師数		看護補助者数	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
		浅香山病院	948	21	5	17	2	15	0	21	1	8	3	248	11	37	3
浜寺病院	749	16	7	16	4	8	0	9	0	1	0	94	0	105	0	89	0
阪南病院	690	40	4	24	6	19	0	33	0	9	2	261	18	55	0	85	1
七山病院	640	15	14	12	7	16	1	14	1	2	0	125	15	51	30	77	8
美原病院	562	5	28	4	19	3	0	8	0	1	0	105	10	53	3	47	0
小曾根病院	557	13	10	11	10	10	0	5	5	1	1	129	0	62	0	59	4
阪本病院	546	14	9	8	8	17	1	17	0	4	2	104	0	80	13	61	6
水間病院	541	10	0	6	0	17	1	8	0	5	0	88	1	43	28	72	10
藍野病院	540	9	7	7	4	5	0	2	0	7	3	127	6	15	53	85	30
小阪病院	537	17	10	14	7	16	0	16	0	2	2	157	1	37	4	62	5
八尾こころのホスピタ	513	17	7	9	5	8	0	23	0	5	0	135	13	44	9	62	13
藍野花園病院	510	12	8	8	7	18	0	12	0	3	0	95	6	27	49	57	37
久米田病院	494	8	23	5	19	6	0	11	1	2	0	146	0	35	0	50	0

これまでの活用状況（情報公開）

データを分析し『扉よひらけ⑦』で公開（50音順に掲載）

公開された病院のデータから（平成26.6.30時点）

- ①13:1→13:1入院基本料の病棟、15:1→15:1入院基本料の病棟、救急→精神科救急病棟、急性期→精神科急性期治療病棟、療養→精神科療養病棟、認知症→認知症病棟があることを示しています。
- ②常勤医一人当たりのベッド数（病床数÷常勤医師数）
- ③常勤ソーシャルワーカー一人当たりのベッド数（病床数÷常勤ソーシャルワーカー数）
- ④入院患者数のうち在院期間が3ヶ月未満の患者さんの割合（在院期間が3ヶ月未満の患者数÷入院患者数）
- ⑤入院患者数のうち在院期間が5年以上の患者さんの割合（在院期間が5年以上の患者数÷入院患者数）
- ⑥入院患者数のうち在院期間が20年以上の患者さんの割合（在院期間が20年以上の患者数÷入院患者数）



2015年度日本財団助成事業で作成

病院名	職員の充足度			在院期間		
	① 入院料	② 病床 ／ 医師	③ 病床 ／ S W	④ 3 ヶ 月 未 満 (%)	⑤ 5 年 以 上 (%)	⑥ 2 0 年 以 上 (%)
藍野病院	認知症1 15:1	60	135	18	26	1
藍野花園病院	療養 15:1	43	43	9	53	0
青葉丘病院	療養 15:1	40	89	12	41	12
浅香山病院	救急1 急性期1 療養 認知症1 15:1	45	45	22	45	17
和泉丘病院	療養 認知症1	51	43	8	33	5 20
和泉中央病院	急性期1 療養 認知症1	41	26	27	15	1
芥木病院	急性期1 療養 15:1	44	35	29	25	7

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況



【結果】

大阪府 「非開示」

堺市 「非開示」

大阪市 「情報提供できない」

※ 例年、大阪市は正式ルートで情報公開請求をしていない。
平成30年分は「情報公開請求をしても結果は『非開示になる』」と説明を受けた。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

しかし……ほぼ同じ情報であるのに、

平成29年分の630調査については、

大阪府 「全開示」

堺市 「全開示」

大阪市 「すべて情報提供する」

⇒ 情報の内容によって決められていないことが分かる。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪府

- ・情報公開請求日:平成31年1月11日(決定通知:平成31年1月21日)
- ・決定内容:大阪府情報公開条例第8条第2号に該当する。
- ・理由:平成30年度精神保健福祉資料については、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であった、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ当該個人又は法人等の承諾なく公に公表することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

堺市

- ・情報公開請求日：平成31年1月11日(決定通知：平成31年1月24日)
- ・決定内容：堺市情報公開条例第7条第3号に該当。
- ・理由：公にしないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものであるため。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪市

- ・情報提供依頼日:平成31年1月11日(返答日:平成31年1月24日)
- ・決定内容:大阪市情報公開条例第7条第3号に該当。
- ・理由:実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪府

【該当する条例の抜粋】

第八条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。(中略)

二 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの(例外公開情報を除く。)

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪府

【口頭での説明①】

- 1) 2018年7月13日の厚生労働省から各都道府県・指定都市精神保健福祉担当部局長宛の通知に基づき、府から各病院への依頼状に、「調査票の取扱い」として「提出されました個々の調査票にかかる内容の公表は予定しておらず、集計結果のみが公表される予定です」と書いているため、条例の「公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報」にあたるため、開示できない。

厚生労働省から都道府県・指定都市への通知(本日の配布資料P14・16)

障精発 0713 第 1 号
平成 30 年 7 月 13 日

別紙

各都道府県・指定都市
精神保健福祉担当部長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公印省略)

平成 30 年度 精神保健福祉資料の作成について (630 調査協力依頼)

精神保健福祉行政につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、毎年、630 調査を実施しており、同調査の事務局として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのモニタリングに関する政策研究」(研究代表者：国立精神・神経医療研究センター 馬場俊明)の研究班(以下「研究班」という。)が、同調査の企画・実施を担っております。

今年度も、別紙のとおり同調査を実施しますので、各自治体においては、管内の精神科医療機関(病院・診療所)及び訪問看護ステーションへの依頼や自治体調査票への回答等、調査の実施につきご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。

※下記の調査票一式は、「調査 web サイト」よりダウンロードが可能です。

(<https://survey.ncnp.go.jp/app/s630/main.jsp>)

ID: h30-630survey
PW: a5EgkZ9S

1. 電子調査票(自治体用)
2. 電子調査票(病院・診療所用)
3. 電子調査票(訪問看護ステーション用)

平成 30 年度 630 調査について

1. 調査票の取扱い

精神科医療機関から提出された調査票には、当該医療機関の患者に関する情報が含まれていることから、都道府県・指定都市においては、個人情報保護の観点から、各自治体において定められた保存期間の経過後に速やかに廃棄するなど、適切な管理を行うこと。

また、本調査においては、こうした患者に関する情報が含まれた精神科医療機関の提出した個々の調査票の内容の公表は予定しておらず、その集計結果のみを公表する予定であるため、都道府県・指定都市において、管内の精神科医療機関に調査への協力依頼・調査票の送付等を行うに当たっては、その旨を明示した上で協力を求めること。

2. 調査の流れ

- ①厚生労働省から都道府県・指定都市に対して、研究班(630 調査事務局)の実施する調査への協力を依頼。630 調査事務局による調査 web サイト公開。
- ②調査票のダウンロード
都道府県・指定都市は、630 調査事務局の設置した「調査 web サイト」にアクセスし、調査票一式をダウンロード。
※「調査 web サイト」にアクセスできない場合や利用方法が分からない場合は、630 調査事務局に問い合わせること。
- ③精神科医療機関・訪問看護ステーションへの調査への協力依頼・調査票等の送付
都道府県・指定都市は、管内の精神科医療機関(病院、診療所)、訪問看護ステーションに対して、調査への協力を依頼。
調査客体ごとの「電子調査票」を送付。
- ④医療機関等における調査票の入力

大阪での630調査(平成30年分)の開示・非開示の状況

大阪府

【口頭での説明②】

2) 条例の「当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり」について質問したところ、明確な回答はなかったが、「昨年も開示か非開示かを検討した際に議論になったのは、個人を特定できないだろうかということだった。例えばレアなケースがあって、悪意をもって他の情報と突き合わせた場合に、個人を特定できる可能性は否定できないと考えている。他の情報については具体的にはあるかという質問には回答はなかった。シート5は、個人を特定できなかったとしても非常にセンシティブな情報だと受けとめている」との説明だった。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

堺市

【該当する条例の抜粋】

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。(中略)

(3) 公にしないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の公にしない旨の条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

堺市

【口頭での説明①】

- 1) 2018年7月13日の厚生労働省から各都道府県・指定都市精神保健福祉担当部局長宛の通知に基づき、市から各病院への依頼状に、「調査票の取扱い」として「提出されました個々の調査票にかかる内容の公表は予定しておらず、集計結果のみが公表される予定です」と書いているため、条例の「公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報」にあたるため、開示できない。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

堺市

【口頭での説明②】

- 2) 情報公開条例の「当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものではない」については、具体的に聞いていない。
- 3) 29年度分の公開請求があった際に開示か非開示かで議論になったのは、シート5の住所地の部分だった。きっと特定できないだろうという結論で今回は開示した。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪市

【該当する条例の抜粋】

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(3) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪市

【口頭での説明①】

- 1) 2018年7月13日の厚生労働省から各都道府県・指定都市精神保健福祉担当部局長宛の通知に基づき、市から各病院への依頼状に、「調査票の取扱い」として「提出されました個々の調査票にかかる内容の公表は予定しておらず、集計結果のみが公表される予定です」と書いているため、条例の「公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報」にあたるため、開示できない。

大阪での630調査(平成30年分)の 開示・非開示の状況

大阪市

【口頭での説明②】

- 2) 情報公開条例の「当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものではない」というのは、具体的には通常病院のホームページ等で公開されている内容でなないものであるため。
- 3) 誰が公開請求するか公開した情報がどのように使われるのかに関わりなく、個人や新聞記者等が請求した場合に公開していいのかという観点から検討することになる。

ご清聴、ありがとうございました。

認定NPO法人 大阪精神医療人権センター
<http://www.psy-jinken-osaka.org/>

